

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

◆ 入院基本料について

当院では看護職員 6 名、看護補助者 2 名が勤務しています。

◆ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7 日以内に文章によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

◆ 入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

- ① 一般の方 1 食につき 510 円
- ② 住民税非課税の世帯に属する方 1 食につき 240 円
(年間入院日数 90 日以上の方 1 食につき 190 円)
- ③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方 1 食につき 110 円

◆ 施設基準に係る届出について

当院は、九州厚生局長に下記の届出を行っています。

《基本診療料》

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・有床診療所入院基本料 2 | ・時間外対応加算 1 |
| ・夜間緊急体制確保加算 | ・機能強化加算 |
| ・夜間看護配置加算 2 | ・明細書発行体制加算 |
| ・看護補助配置加算 2 | ・地域包括診療加算 1 |
| ・看取り加算 | ・医療情報取得加算 |
| ・有床診療所急性期患者支援病床初期加算 | |
| ・有床診療所在宅患者支援病床初期加算 | |

《特掲診療料》

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ・ニコチン依存症管理料 | ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) |
| ・外来後発医薬品使用体制加算 2 | ・入院ベースアップ評価料(Ⅷ) |
| ・在宅療養支援診療所(Ⅲ) | ・酸素購入単価 |
| ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 | |

◆ 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料・文書料などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

≪ 特別療養環境の提供 ≫

	使用料(1日)	病室数
1 人部屋	2,200 円	2
2 人部屋	880 円	2

≪ 診断書・証明書等 ≫

- | | | | |
|--------------|---------|-----------|---------|
| ・ 生命保険会社診断書 | 5,500 円 | ・ 死亡診断書 | 5,500 円 |
| ・ 診断書及び証明書 | 5,500 円 | ・ 領収書再発行料 | 110 円 |
| ・ 簡易診断書及び証明書 | 3,300 円 | | |
| ・ 普通診断書及び証明書 | 1,100 円 | | |

≪ その他保険外負担に係る費用 ≫

- ・ テレビ使用料 275 円/日
- ・ イヤホン 165 円
- ・ エンゼルセット 5,000 円
- ・ 入院中に必要な紙オムツ等（必要な方は病棟で説明いたします。）

◆ 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。

◆ 初診時の機能強化加算について

当院はかかりつけ医として以下の取り組みを行っています。

1. 他の医療機関の受診状況及びお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
2. 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じて専門の医師、医療機関を紹介します。
3. 介護、保健、福祉サービスに関するご相談に応じます。
4. 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

◆ 医療情報取得加算について

1. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
2. マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

◆ 時間外対応加算について

当院を継続的に受診している患者さまからの電話等による問い合わせに対して、原則として当院において常時対応できる体制をとっております。

◆ 外来後発医薬品使用体制加算について

当院は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。なお、医薬品の供給状況に応じて、医薬品の処方等の変更に関して患者さまに十分説明し、適切に対応します。

◆ 地域包括診療加算について

院内及び敷地内は禁煙となっております。

当院は、健康相談に応じております。なお、介護保険制度の利用に関わる相談に対応する体制を有しております。また、医師の指示のもと患者さまの状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋（院外処方）を交付する体制を有しております。

当院では主に院内処方を行っています。

◆ 在宅療養支援診療所について

在宅で療養する患者さまを対象に、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診、訪問看護ができる体制等を確保しています。

◆ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料について

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、在宅及び施設での療養を行っていて通院が困難な患者さまに対して、当該患者さまの同意を得て、計画的な医学管理のもとに定期的な訪問診療を行っている場合に所定の点数を算定しております。

◆ 生活習慣病管理料(Ⅰ)(Ⅱ)について

令和 6 年 6 月 1 日から、脂質異常症、高血圧、糖尿病のいずれかを主病名とする患者さまには、血圧・体重・食事・運動などに関する指導内容を記載した「療養計画書」の内容に同意の上、初回だけ署名いただくことになりました。ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

（令和 7 年 4 月 1 日現在）